平成２２年度

キーテクノロジー研究開発の推進
社会のニーズを踏まえたライフサイエンス分野の研究開発
脳科学研究戦略推進プログラム
公募要領

平成２２年５月

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

＜http://www.lifescience.mext.go.jp/＞

目　次

１.はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２.目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３.公募概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（１）本プログラムの構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（２）申請者等の要件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

４.公募対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（１）「心身の健康を維持する脳の分子基盤と環境因子（生涯健康脳）」（課題Ｅ）・・・・６

５．選定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（１）審査・選定方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（２）選定の観点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（３）不合理な重複・過度の重複に対する措置　・・・・・・・・・・・・・・１０
（４）他省庁を含む他の競争的資金等の受け入れ状況　・・・・・・・・・・・１２

６．本プログラムの実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（１）運営体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（２）評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（３）知的財産の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

７．本プログラムの契約・経費等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（１）契約形態　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（２）経費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

８．申請書類等の作成・提出方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（１）郵送による申請書類（紙媒体及び電子媒体）の提出・・・・・・・・・・・１５
（２）ｅ－Ｒａｄを用いた電子媒体の様式のアップロード、ｗｅｂ上での入力　・・・１６

９．公募から本プログラム開始までのスケジュール　・・・・・・・・・・・・・１６

１０．問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（１）書類作成・提出に関する問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（２）ｅ－Ｒａｄに関する問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（３）事業内容に関する問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

１１．留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（１）課題の採択に関する不正行為等が認められた場合の措置　・・・・・・・・・・・１７
（２）不正使用及び不正受給に対する措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（３）研究活動の不正行為が認められた場合の措置　・・・・・・・・・・・・・・・・１８
（４）他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置　・・１９
（５）生命倫理及び安全対策等に係る留意事項並びに関係法令等に違反した場合の措置
・・・・１９
（６）間接経費に係る領収書の保管に係る事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（７）研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく
体制整備等の実施状況報告書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（８）ｅ－Ｒａｄ上の課題等の情報の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
（９）ｅ－Ｒａｄからの政府研究開発データベースへの情報提供等　・・・・・・・・２１
(10) 統合データベースへのデータ提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

（別表１）費目・種別一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（別添１）予算決算及び会計令（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（別添２）ｅ－Ｒａｄの利用方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
（別添３）動物実験、生命倫理・安全に関する取組みに関わる法令・指針等　・・・・３０

１．はじめに

「キーテクノロジー研究開発の推進」は、平成１７年度より始まった事業で、経済社会の発展や安全・安心の確保など我が国の維持・発展の基盤となるキーテクノロジー研究開発の更なる進展を図るため、「社会のニーズを踏まえたライフサイエンス分野の研究開発」など３つの研究領域に関して、競争的環境において研究開発を推進しようとするものです。

文部科学省では、少子高齢化を迎える我が国の持続的な発展に向けて、脳科学研究を戦略的に推進し成果を社会に還元することを目指して、平成２０年度より「脳科学研究戦略推進プログラム」（以下、「本プログラム」という。）を開始しています。

今般、本プログラムの実施機関等を公募しますので、申請を希望する大学、研究機関等は、本公募要領の内容に従い、平成２２年６月１４日（月）１２時（正午）までに必要な書類等を提出してください。

本公募要領及び提出書類の様式は、独立行政法人 科学技術振興機構 研究振興支援業務室のホームページ（http://www.jst.go.jp/keytech/kouboh22-2.html）において公開されます。

２．目的

脳は、人間が人間らしく生きるための根幹をなす「心」の基盤であり、その研究は、人文・社会科学と融合した新しい人間の科学を創出し、これまでの科学の枠組みを変える可能性を秘めている科学的意義の高い取組です。

また、現在の脳科学研究は、脳の発達障害・老化の制御や、精神・神経疾患の病因解明、予防・治療法の開発を可能にするとともに、失われた身体機能の回復・補完を可能とする技術開発等をもたらすことから、医療・福祉の向上に最も貢献できる研究分野の一つであるとともに、記憶・学習のメカニズムや脳の感受性期（臨界期）の解明等により、教育等における活用も期待されるなど社会的意義も大変高い取組です。

他方、高齢化、多様化、複雑化が進み、様々な課題に直面している現代社会において、その克服に向けて、科学的・社会的意義の高い脳科学に対する社会的な関心と期待が急速に高まっています。（例：アルツハイマー病など認知症とされる人：約 170 万人、うつ病などを含む気分障害：約 90 万人、自殺者の数：毎年３万人以上など）

これらの社会的状況を鑑み、文部科学省では、『社会に貢献する脳科学』の実現を目指し、社会への応用を見据えた脳科学研究を戦略的に推進するために成果を社会に還元することを目指して、平成２０年度より本プログラムを開始しています。

初年度の平成２０年度は、脳内情報を解読・制御することにより、脳機能を理解するとともに脳機能や身体機能の回復・補完を可能とする「ブレイン・マシン・インターフェース（ＢＭＩ）の開発」（課題Ａ、課題Ｂ）、及び脳科学研究の共通的な基盤となる先進的なリソースの「独創性の高いモデル動物の開発」（課題Ｃ）について、研究開発拠点の整備等を行う課題を支援しています。

２年目の平成２１年度からは、豊かな社会の実現に貢献する脳科学を目指して、ヒトの社会性障害の解明・診断等や社会性の健全な発達促進に応用することを目標とした「社会的行動を支える脳基盤の計測・支援技術の開発」（課題Ｄ）について、研究開発拠点の整備を行う課題を支援しています。

３年目の平成２２年度からは、これらに加え、「心身の健康を維持する脳の分子基盤と環境因子（生涯健康脳）」（課題Ｅ）を統合的に推進する研究開発拠点の整備を行う課題を支援します。本課題は、健やかな人生を支える脳科学を目指して、「発生から老化まで」という人間及び脳神経の一生の「健やかな育ち」「活力ある暮らし」「元気な老い」の３段階に着目し、心身の健康を支える脳の機能や健康の範囲を逸脱するメカニズム等を「分子基盤と環境因子の相互作用」という視点で解明することを目標としています。

また、科学技術・学術審議会の下に設置された脳科学委員会においては、我が国における脳科学研究を戦略的に推進するため、その体制整備のあり方、人文・社会科学との融合、さらには大学等における研究体制等を含めた長期的展望に立つ脳科学研究の基本的構想及び推進方策を議論し、平成２１年６月に第１次答申「長期的展望に立つ脳科学研究の基本的構想及び推進方策について」としてまとめました。本プログラムの遂行においては、脳科学委員会における検討及び本第一次答申を踏まえつつ、戦略的に脳科学研究を推進していくこととします。

なお、本プログラムは、助成的性格を有する科学研究費補助金制度等とは異なり、政策課題に対応して文部科学省が設定したミッションを文部科学省に代わり研究機関に行っていただくという性格を有する委託事業であり、社会への貢献を見据え、明確な目標に向かって集中的に資源を投入するトップダウン型の研究開発事業です。したがって、ミッションの達成に向けて、各研究機関は文部科学省と委託契約を締結するとともに、明確な目標・計画に沿って、プログラムディレクター（競争的資金制度の運用について総括する責任者。以下、「ＰＤ」という。）及びプログラムオフィサー（競争的資金制度の運用についてＰＤをサポートし実務を行う者。以下、「ＰＯ」という。）の指導・助言の下、業務を遂行していただきます。（委託費と補助金の違いについては、
<http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/07121202/005.pdf> を参照して下さい。）

３．公募概要

（１）本プログラムの構成

脳内情報を解読・制御することにより、脳機能を理解するとともに脳機能や身体機能の回復・補完を可能とする「ブレイン・マシン・インターフェース（ＢＭＩ）の開発」については、研究開発拠点を整備し総合的に研究開発を推進する課題（課題Ａ）と、これを補完する要素的研究や関連技術を開発するための個別研究課題（課題Ｂ）を実施しています。

また、脳科学研究の共通的な基盤となる先進的なリソースの「独創性の高いモデル動

物の開発」については、研究開発拠点を整備し総合的に研究開発を推進する課題（課題Ｃ）を実施しています。

さらに、豊かな社会の実現に貢献する脳科学を目指して、ヒトの社会性障害の理解・予防・治療や社会性の健全な発達促進に応用することを最終目標とした「社会的行動を支える脳基盤の計測・支援技術の開発」について、研究開発拠点を整備し総合的に研究開発を推進する課題（課題Ｄ）を実施しています。

（課題Ａ、Ｂ、Ｃ及びＤの研究機関及び研究テーマ・概要については、脳科学研究戦略推進プログラムのＨＰ〈http://brainprogram.mext.go.jp/〉を参照して下さい。）

今回、本プログラムで新たに公募を行うのは、以下の課題です。

○ 健やかな人生を支える脳科学を目指して、「発生から老化まで」という人間及び脳神経の一生の「健やかな育ち」「活力ある暮らし」「元気な老い」の３段階に着目し、心身の健康を支える脳の機能や健康の範囲を逸脱するメカニズム等を「分子基盤と環境因子の相互作用」という視点で解明することを目標とした「心身の健康を維持する脳の分子基盤と環境因子（生涯健康脳）」について、研究開発拠点を整備し、統合的に研究開発を推進する課題（課題Ｅ）

なお、「研究開発拠点」は、個別の単一機関ではなく、上記の本課題の目的・ミッションを達成できる優れた実績及び他機関を支援する能力を有し、かつ我が国の多数の研究者の総力を結集した大規模な研究ネットワーク・チーム（大学、独立行政法人、民間企業等の中核となる代表機関と参画機関）で構成されます。

（２）申請者等の要件

機関を対象として公募します。そのため、課題の申請は代表機関の長が行うものとし、申請機関（課題Ｅの研究開発拠点の参画機関も含む）には、以下のすべての要件を満たすことが求められます。

①公募の対象機関

・次のいずれかに該当する国内の機関である必要があります。

ア）大学、高等専門学校及び大学共同利用機関法人

イ）公設の試験研究機関及び独立行政法人の研究機関

ウ）法人格を有する民間等の研究機関・企業

②申請の条件

・機関及び機関の長が次のア）～ウ）のすべての要件を満たしている必要があります。

ア）「予算決算及び会計令」（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条（別添１）の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人、又は被補助人であって、

契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ）「予算決算及び会計令」第７１条（別添１）の規定に該当しない者であること。

ウ）文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

③課題が採択された場合に、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領（平成１９年２月制定、平成２０年１月改正)」〈http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/03/08031305/002.pdf〉に基づいた委託契約を締結することができる機関であることが要件となります。

④課題が採択された場合に、課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できる機関であることが要件となります。

⑤課題が採択された場合に、課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であることが要件となります。

⑥課題Ｅにおいては、本プログラムの終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことが出来る機関であることが必要です。

４．公募対象

（１）「心身の健康を維持する脳の分子基盤と環境因子（生涯健康脳)」（課題Ｅ）

１）事業内容

近年、現代人の心身の荒廃は激しく、疲労・ストレス・睡眠不足等が事故や疾患の誘因となり、膨大な経済的損失をもたらしています。また、急速な高齢化社会の進行に伴い、ＱＯＬ（生活の質）を損ない、介護を要する精神・神経疾患が大きな社会問題となりつつあります。こうした社会的背景のもと、現代人が健やかな人生を過ごす上で、脳科学研究が果たすべき役割は、過去に比して著しく高まっています。

しかしながら、疾患治療の研究は進んでいるものの、脳が心身の健康を維持するメカニズムを生涯にわたり体系的にとらえた研究は未だかつてないというのが現状であり、脳の健康状態の生理的な範囲や、健康状態の維持及びその破綻の仕組みを体系的かつ生物学的に明らかにしようという研究は、これまでの脳科学研究の空白地帯となっています。

こうした背景を踏まえ、健康の側に軸足をおき、「発生から老化まで」という人間及び脳神経の一生の「健やかな育ち」「活力ある暮らし」「元気な老い」の各段階に着目し、心身の健康維持及び破綻メカニズム等について、内的要因である「分子基盤（ゲノム・エピゲノム・たんぱく質等の生体内動態)」と、外的要因である「環境因子（睡眠・摂食・ストレス等)」の相互作用を、時間軸という概念を取り入れて体系的に解明する研

究は政策として戦略的に実施することが必要です。これらの研究開発を通して、脳の健康の維持機構及び疾患の境界や病気に至るダイナミズムの解明並びに生涯にわたる健康な脳の維持による生活の質の向上・医療費の抑制への寄与が期待されます。

このため、中核となる代表機関と参画機関で研究開発拠点を形成し、以下に示す３領域と最新の研究手法（各種生理学的・生化学的・分子生物学的解析手法、最新イメージング技術、新規モデル動物開発、神経回路解析等）を効果的に組み合わせた研究開発を推進します。

＜公募対象とする３領域（想定される研究開発領域）＞

① 「健やかな育ち；脳神経発生・発達における健康逸脱メカニズムの解明」

- 精神・神経機能の発達における遺伝的背景と環境要因の相互関係を包括的に解析
- 様々な脳神経系の疾患について、発生・発達段階での微細な異常の関与を明らかにし、脳神経系の発生・発達及び異常等に起因する、小児期・青年期・成人に至るまでの脳の健康逸脱メカニズムを解明

② 「活力ある暮らし；脳による心と体の恒常性維持メカニズムの解明」

- 体の恒常性維持及び破綻機構（健康と病気の境界及び移行）を、「睡眠・リズム」「摂食・代謝」「ストレス」等について解明
- 心の恒常性維持及び破綻機構（うつ等）を、環境要因と分子基盤との相関を考慮し、生物学的に解明

③ 「元気な老い；健康な脳老化が病的な脳老化に至るメカニズムの解明」

- 脳の加齢に大きな個人差を引き起こす環境因子やライフスタイルの作用メカニズムを解明
- 健康な脳老化と病的な脳老化の境界や、脳老化を促進する因子を探索し、脳・神経機能不全に至るメカニズムを解明

なお、本課題については、社会への影響が大きいことも予想されることから、倫理的側面など社会との調和に配慮しつつ研究を推進していくこととします。また、ヒトを対象とする研究については、世界医師会「ヘルシンキ宣言」（ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則）や関係法令・指針等に加え、機関内規定や学会の指針等を遵守して行うとともに、動物を対象とする研究については、動物愛護の精神に則り、関係法令・指針等や機関内規定等を遵守して行うこととします。

さらに、研究開発拠点の代表機関においては、研究成果を積極的に社会に発信する活動を実施することとします。

２）必要要件

課題Ｅの実施に当たっては、中核となる代表機関（代表研究者が常勤職員として所属する機関）に必要最小限の範囲で参画機関を加えた「研究開発拠点」を構成することとし、総合的に研究開発を推進できる体制を有する提案を公募します。代表機関及び参画機関には、以下の要件をすべて満たすことが求められます。

- 上述「４．公募対象（１）１）事業内容」に記載した３領域について、各々研究開発班を独立して構成し、さらに、これら３つの班を統括する「統括班」を構成すること。
- 「統括するチーム」は、３つの班を俯瞰して、人の一生の時間軸を考慮し、分子基盤と環境因子の相互作用の観点から、有機的に研究を統括する役目を担うこと。
- 代表研究者は、上記４つの班のいずれかに所属していること（統括班に所属している研究者である必要はないものとする）。
- １機関が複数の班を担うことも可能とする。
- 代表機関は、優れた研究実績や他機関を支援する能力を有していること。
- 代表機関は、参画機関の研究課題を統括し、当該拠点内における事業の実施に係る責任を負うとともに、課題Ａ、Ｃ、Ｄの研究開発拠点及び課題Ｂの個別研究課題との連携を密に図ること。
- 代表機関及び参画機関は、既に当該分野で顕著な業績を挙げていること。
- 我が国の多数の研究者の総力を結集した大規模な研究ネットワーク・チームで構成され、組織化・体系化されていること。
- 代表機関及び参画機関は、事業の実施に必要となる計測機器等の大型設備をあらかじめ所有していること。
- 動物実験を実施する機関は、そのために必要となる施設及び設備をあらかじめ所有し、本プログラム終了後も引き続き維持することができること。

３）平成２２年度支援額

- 約２～５億円程度（間接経費３０％を含む）／１研究開発拠点

４）採択予定件数：１件程度

５）実施期間：原則として５年間（平成２２年度～平成２６年度）

ただし、ＰＤ・ＰＯの指導・助言や６．（２）の評価等の結果等によっては、計画の見直し、中止もあり得えます。

６）申請に係る留意事項

- 同一の機関が、代表機関として２件以上の提案を申請することはできません。
- 既に実施している課題Ａ、Ｃ及びＤの代表研究者が、課題Ｅの代表研究者として申請することはできません。

・ 研究開発拠点を構成する参画機関の数は、効率的・効果的な事業の実施等に留意して必要最小限に抑えて申請してください。

５．選定

（１）審査・選定方法等

・ 本プログラムに関する審査は、文部科学省に設置した課題選考委員会において行います。
・ 課題選考委員会は、代表研究者から提出された申請書の内容について、下述（２）選定の観点（審査項目）に基づき、書面審査及びヒアリング審査（代表機関の代表研究者のみならず、全参画機関の代表研究者からも個々の研究内容の構想について説明していただく予定）を行い、合議審査により採択課題を選定します。
・ 書面審査及びヒアリング審査の結果、提案内容の一部が採択に値しないとの評価結果となった場合、再公募の実施又は提案内容の修正、不足部分の追加を求めヒアリング審査を別途実施することがあります。
・ 審査は非公開とし、課題選考に携わる委員には、審査の過程で取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後でも第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することを義務づけています。
・ 課題選考委員会は、必要に応じて、申請書に記載のあった計画内容や、機関・組織体制等について、文部科学省が採択課題を選定するに当たっての意見を述べることがあります。
・ すべての審査終了後、事務連絡担当者を通じて採択の可否を通知します。なお、選考の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。
・ 文部科学省における採択課題の決定後、文部科学省ホームページへの掲載等により、採択課題及び審査委員等についての情報を公開します。

（２）選定の観点（審査項目）

選定に当たっては、課題全体の評価及び各班の評価を以下の観点に基づき実施する。

１）課題全体の評価

① 本プログラムにおける政策的必要性、適合性

- 目的が明確であるか
- 本プログラム及び公募内容に適合しているか
- 成果の社会還元への可能性（『社会に貢献する脳科学』の実現を目指し、社会への応用を見据えた研究成果が得られる見込みがあるか）
- 得られる見込みの成果及び基盤は、次の研究段階につなげることが期待できるか。

② 計画の科学的妥当性・実現可能性

- 独創性・新規性を持つ提案であるか
- 現実的な提案であり、実施期間内に実現可能であるか
- 計画に対する代表研究者及び分担研究者の研究遂行能力は妥当か（研究業績や研究者の構成の観点等から遂行可能な提案であるか）
- 研究の実施に必要となる計測機器等の設備の整備が整っているか
- 生命倫理・安全対策等の配慮の観点等から遂行可能な提案であるか
- 所要経費の年次配分は目的を達成するために適切なものとなっているか。また、有効に使用されることが見込まれるか

③ 組織、協力・連携体制

- 我が国の多数の研究者の総力を結集した大規模な研究ネットワーク・チーム構成であるか
- 研究機関内・機関間が組織化・体系化され、有機的な協力・連携が図られ、効率的・効果的な実施が見込まれるか

２）各班の評価

上記 １）の観点に基づき、班ごとの研究内容についても評価します。

（３）不合理な重複・過度の重複に対する措置

①不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の減額（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- 実質に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これに準ずる場合

なお、本プログラムへの申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、速やかに独立行政法人科学技術振興機構研究振興支援業務室（１０.「問い合わせ先」（１）参照）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

②過度の集中に対する措置

本プログラムに提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間(*)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

このため、本プログラムへの提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

（＊）　「全仕事時間」とは、研究活動に従事する時間のみならず、教育又は管理業務等に従事する時間を含めた、職務にかかる全ての時間を指します。

③不合理な重複・過度の集中排除のための、申請内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、申請（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

④本プログラムにおける重複申請の制限

申請が、次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外します。また、採択後に以下の事実が明らかになった場合は、採択の決定を取り消します。

- 同一の機関が、代表機関として２件以上の提案を申請することはできません。
- 既に実施している課題Ａ、Ｃ及びＤの代表研究者が、課題Ｅの代表研究者として申請することはできません。

⑤最先端・次世代研究開発支援プログラムに採択された場合の対応

本プログラムに申請する研究者（分担研究者を含む。）が「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に申請している場合、応募様式の「様式７　他制度等による助成」に必ずその旨を記載してください。また、本プログラムに採択され、さらに「最先端・次世

代研究開発支援プログラム」に採択された際に、本プログラムに参加する研究者（分担研究者を含む。）がどのような対応を行うか（採択された場合にどちらの研究課題を選択するか、又は最先端・次世代研究開発支援プログラムの資金を用いて脳科学研究戦略推進プログラム（課題Ｅ）と連携し課題を行うか等）についても記載してください。

なお、本プログラムの契約期間中に、参加する研究者（分担研究者を含む。）が交替、又は辞退することにより、採択時の研究計画の継続、又は目標の達成等が不可能だと判断される場合においては、採択された研究課題（全体）を中止することもありえます。

（４）他府省を含む他の競争的資金等の受け入れ状況

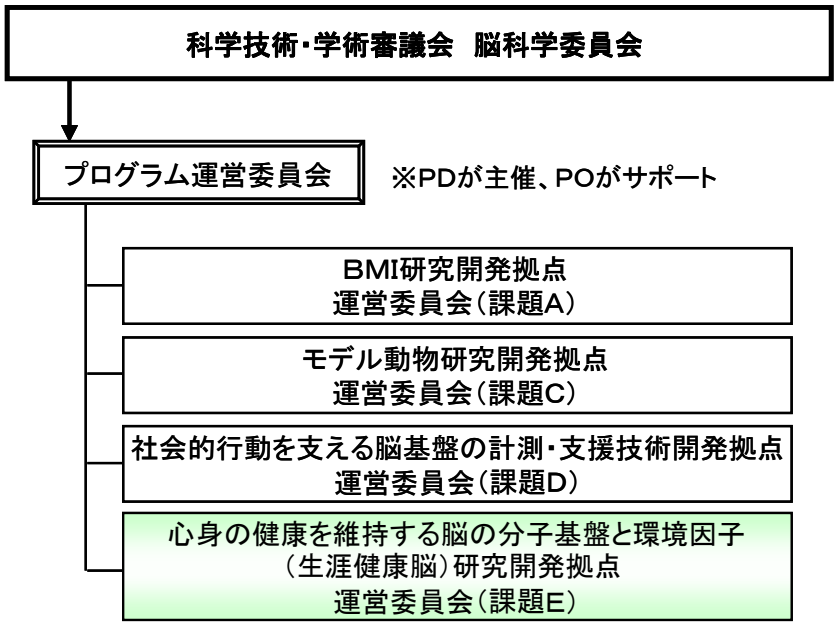
応募様式の「様式７　他制度等による助成」の記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

６．本プログラムの実施

（１）運営体制

- 本プログラムの円滑な実施を図るため、ＰＤ及びＰＯを配置します。
- ＰＤ及びＰＯが、本プログラム全体の進捗状況を把握し、課題間や研究機関間の連携強化に資するとともに、必要な指導・助言等を行います。また、ＰＤは研究開発拠点（課題Ａ、Ｃ、Ｄ及びＥ）及び個別研究課題（課題Ｂ）の代表研究者等を含むプログラム運営委員会を主催し、本プログラムの進捗管理、総括等を行います。各研究機関は、円滑な事業の推進のため、ＰＤ及びＰＯに協力する義務を負います。
- また、課題Ａ、Ｃ、Ｄ及びＥにおいては、代表機関の代表研究者が全参画機関の進捗を把握し、事業の進捗状況の確認、成果の取りまとめ、成果の発信及び事業の運営管理に必要な連絡調整等を行うとともに、参画機関の代表研究者は代表機関の代表研究者に対し、これらについて協力するものとします。また、これらの一環として、課題ごとに運営委員会を設置する必要があります。運営委員会は、代表研究者の中から運営委員長を選出し、各研究機関の研究責任者、外部の有識者等で構成し、ＰＤないしＰＯの参画を得て、適宜開催するものとします。
- また、本プログラムは、政策課題に対応するための研究開発事業であることから、その遂行を担保すべく、文部科学省と各機関間で委託契約を締結しています。このため、研究の計画や研究の進捗状況、得られた成果等について、ＰＤ及びＰＯのほか、文部科学省担当官が確認することがあります。
- 本プログラムの実施に当たっては、科学技術・学術審議会脳科学委員会における議論を踏まえ、他の関連施策との役割分担・連携を明確にしつつ、推進体制を構築することとします。

＜運営体制の全体像＞



（２）評価

事業開始から３年度目を目途に中間評価を実施するとともに、継続することが妥当であると判断された実施機関についてのみ事業の継続を決定し、最終年度である５年度目に事後評価を実施します。また、中間・事後評価における評価結果については、原則として公開することとします。

なお、すべての機関は、毎事業年度終了後に、文部科学省に対して成果報告書を提出するものとします。

（３）知的財産の取扱い

以下の知的財産権については、我が国の産業活力の再生を速やかに実現する事を目的とする「産業技術力強化法」（平成１２年法律第４４号）を適用すれば、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、受託機関・組織に権利がすべて帰属することとなります。

- 特許権、特許を受ける権利（特許法）
- 実用新案権、実用新案登録を受ける権利（実用新案法）
- 意匠権、意匠登録を受ける権利（意匠法）
- プログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権（著作権法）
- 回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利（半導体集積回路の回路配置に関する法律）
- 育成者権、品種登録を受ける権利（種苗法）
- コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律）

７．本プログラムの契約・経費等

（１）契約形態

文部科学省と実施機関との間において、毎年度委託契約を締結します（複数機関で実施する場合はすべての参画機関と個別に契約を締結します。なお、本プログラムの途中で参画機関を追加することは出来ません。）。単純に試験物の製造等の依頼を行なうような定型的な役務は提案されていない機関に外注することができますが、探索的な製造で将来学会発表を伴うような研究的要素を含む役務は、提案されていない機関に委託できないことがあります。

（２）経費

経費については、別表１の費用を負担することとします。ただし、設備備品費、試作品費、人件費、事業実施費については、本プログラムに直接係るもののみとし、間接的に必要となる経費については、間接経費（直接経費の３０％）で手当します。

本プログラムでは、土地の購入や建物の建設に要する費用には使用できません。また、施設に係る経費に直接経費を充当することはできません。さらに、平成２２年度の事業実施期間は、平成２３年３月３１日までとなりますので、機械装置等の購入については、納入時期等に十分留意する必要があります。

契約に当たって提出された業務計画及び経費の積算については、調整の結果、修正を求めることがあり、その上で経費の配分額を決定します。決定された配分額は、代表機関と参画機関との間での流用はできないので十分留意して下さい。

８．申請書類等の作成・提出方法

申請に当たっては、①郵送による申請書類（紙媒体及び電子媒体）の提出、②府省共通研究開発管理システム※（以下、「e-Rad」という。）を用いた申請書類（電子媒体）のアップロード、③e-Rad を用いた Web 上での入力、が必要です。必要な様式と部数は以下の通りです。なお、<u>①～③のすべての提出等がない場合、申請を受理いたしませんのでご注意ください。</u>

※ 各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステム。

様式名	提　出　方　法		
	郵送による提出		e-Rad による提出
	紙媒体	電子媒体	電子媒体

様式１～８	正・副本　１部ずつ	PDF ・Word ファイル それぞれ１部ずつ	PDF もしくは、Word ファイル いずれか１部
別紙 （チェックシート）	１部	－	－

※　このほか、e-Rad を用いた Web 上での入力が必要です。

（１）郵送による申請書類（紙媒体及び電子媒体）の提出

①申請書類の作成方法

・申請書類の様式は、独立行政法人 科学技術振興機構 研究振興支援業務室のホームページ（http://www.jst.go.jp/keytech/kouboh22-2.html）からダウンロードすることができます。

・申請に際しては、様式１～８及び別紙に従って、日本語で記載漏れのないよう申請書類を作成してください。

・用紙サイズはすべてＡ４版、文字サイズは１０～１２ポイントとし、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成してください。

・申請書類には通し番号（表紙から１／○とし、以降２／○、３／○とする通しページ／総ページ数を記入）を中央下に必ず記入してください。

・申請書類については、それぞれ左肩をクリップ止め（ホッチキスでは止めないこと）にして、２部（正本１部、副本１部）提出してください。なお、正本はカラー・片面印刷、副本は白黒・両面コピーに限ります。

・ページ数に制限のないものについても、できるだけ簡潔かつ明瞭に記載してください。

②申請書類の提出方法

・以下の紙媒体と電子媒体を提出してください。

ア）申請書類の紙媒体を２部（正本１部、副本１部）

イ）申請書類の PDF と Word（Microsoft Word2003 以下を推奨）ファイルをフロッピーディスク又は CD-R 等に記録したものを１部

・簡易書留または、宅配便で期限内に③の提出先に送付してください（持参、ＦＡＸ、電子メールによる提出は受け付けません。）。

③申請書類の提出先及び提出締切り

・提出先

〒102-0073 東京都千代田区九段北４－１－７ 九段センタービル６階

独立行政法人 科学技術振興機構 研究振興支援業務室

「脳科学研究戦略推進プログラム」係

・提出締切り

平成２２年６月１４日（月）（１２時（正午）必着）

※ 期限を過ぎた場合には受理できないので注意してください。

④留意事項

・郵送中の事故等については、当方は一切の責任を負いません。
・提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうとも受理しません。また、申請書類に不備がある場合は、審査対象とはなりません。
・申請書類を受領した後の修正（差し替え含む）は、一切受け付けません。
・申請書類は返却しません。
・申請書類については、実施機関等の課題選考のためにのみ利用します。応募内容に関する秘密は厳守します。
・個人情報については本公募に関することにのみ適切に使用します。
・申請は代表機関もしくは、代表研究者が所属する機関の長が行うこととし、参加するすべての機関・組織の承諾を取った上で提出してください。
・独立行政法人 科学技術振興機構に受領した際には、電子メールにて受領通知を送付しますので、審査が終了するまで申請者にて保存してください。

（２）e-Rad を用いた電子媒体の様式のアップロード、web 上での入力

（別添２）を参照し、e-Rad を用いた電子媒体の申請書類のアップロード及び、Web 上での入力を行ってください。不明な点は（別添２）に記載されているヘルプデスクへお問い合わせください。なお、研究機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、２週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

締切りは、平成２２年６月１４日（月）１２時（正午）です。期限を過ぎた場合には申請を受理できないので注意してください。

９．公募から本プログラム開始までのスケジュール

公募開始	平成２２年５月１４日（金）
公募締切り	平成２２年６月１４日（月） １２時（正午）（必着）
書面審査	平成２２年６月中旬～７月上旬（予定）
ヒアリング※	平成２２年７月１２日（月）（予定）
審査結果通知	平成２２年７月下旬（予定）
本プログラム開始	平成２２年９月頃（予定）

※ ヒアリングについては、代表機関の代表研究者のみならず、参画機関の代表研究者に対しても実施する場合があることにご注意下さい。なお、ヒアリング対象者には、７月６日（火）をめどにご連絡します。

１０．問い合わせ先

（１）書類作成・提出に関する問い合わせ先

独立行政法人 科学技術振興機構（ＪＳＴ） 研究振興支援業務室（担当：菅、石野）
ＴＥＬ：03-5214-7990（代表）
E-mail：noukagaku@keytech.jst.go.jp

（２）e-Rad に関する問い合わせ先

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク
ＴＥＬ：0120-066-877
午前 9:30～午後 5:30（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

（３）事業内容に関する問い合わせ先

文部科学省研究振興局 ライフサイエンス課（担当：藤井、田中、山中、馬淵）
ＴＥＬ：03-5253-4111（代表）（内線 4104）、03-6734-4104（直通）
E-mail：life@mext.go.jp （注：始めの文字はＬの小文字です）

１１．留意事項

（１）課題の採択に関する不正行為等が認められた場合の措置

本課題選考に関する審査過程又は採択の決定後において、公正な審査を妨げる行為（事実と異なる審査に関する内容を公の場（インターネットを利用したもの等を含む）にて流布する行為等）をしたことが判明した場合には、審査対象からの除外又は採択の決定の取消しを行うことがあります。

（２）不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

①契約の解除などの措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

②申請及び参加（*）の制限

本プログラムの研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本プログラムへの申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。（他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限されることとなる可能性があります。）

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する、本プログラムにおける申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、以下の表の通り、原則、委託費を返還した年度の翌年度以降２年から５年間とします。

不正使用等の内容	制限の期間（不正が認定された年度の翌年度から）
単純な事務処理の誤り	なし
本プログラムによる業務以外の用途への使用がない場合	２年
本プログラムによる業務以外の用途への使用がある場合	２～５年 （具体的期間は、程度に応じて個々に判断される。） ＜例＞ ・ 本プログラムによる業務に関連する研究等の遂行に使用（２年） ・ 本プログラムによる業務とは直接関係のない研究等の用途に使用（３年） ・ 研究等に関連しない用途に使用（４年） ・ 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出（４年） ・ 個人の利益を得るための私的流用（５年）
提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給	５年

（＊）　「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

（３）研究活動の不正行為が認められた場合の措置

実施課題に関する研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用以下、「不正行為等」という。）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成１８年８月８日　科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）に基づき、以下の通りとします。

①各制度の措置（契約の解除・変更、委託費の返還）

研究活動の不正行為が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、研究活動の不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

②申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本プログラムへの申請及び参加を制限します。また、

他府省を含む他の競争的資金担当に当該不正行為等の概要（不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合があります。

措置の対象者	制限される期間（不正が認定された年度の翌年度から）
不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	２～１０年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	１～３年

（４）他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本プログラムへの申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成２２年度に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、平成２１年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

※具体的に対象となる制度につきましては、以下のホームページをご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/index.html

（５）生命倫理及び安全対策等に係る留意事項並びに関係法令等に違反した場合の措置

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策等の観点から別添３の法令又は指針等により必要な手続等が定められているため、当該手続等（今後、新たに指針等が定められる場合には、その指針等の手続等を含む。）を遵守し、機関内倫理審査委員会における審査等を適切に行った上で研究を実施してください。

これらの関係法令・指針等（別添３に明示されていない関係法令・指針等を含む）に違反し、研究計画を実施した場合には、違反した旨を公表するとともに、委託費の交付をしないことや委託費の交付を取り消すことがあります。また、法令に違反した場合には、法令に基づく罰則がかかることもあります。

なお、機関内倫理審査委員会については、「機関内倫理審査委員会の在り方について」（平成１５年３月２０日科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会）を参照しつつ、法令又は指針等に基づき適切に運営することとします。

また、別添３の関係法令・指針等の詳細については、ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」（http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html）等を参照してください。

（６）間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から５年間適切に保管してください。

（７）研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出

本プログラムの契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。（実施状況報告書の提出がない場合、研究実施が認められないことがあります。）

このため、以下のホームページの様式に基づいて、平成２２年７月５日（月）までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、報告書が提出されていることが必要です。

報告書の提出方法の詳細については、以下のホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08191222/001.htm

（注）なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常２週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のホームページをご覧ください。）

http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html

ただし、平成２１年４月以降、既に、別の機会に報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。

また、平成２３年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成２２年秋頃に、再度 e-Rad を利用して、報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご留意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

また、報告内容に関して、平成１９年５月３１日付け科学技術・学術政策局長通知〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/011/shiryo/07080802/005.

htm〉で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

（８）e-Rad 上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年法律第４２号）第５条第１号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜制度のホームページ等において公開します。

（９）e-Rad からの政府研究開発データベース※ への情報提供等

e-Rad を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

※「政府研究開発データベース」: 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています

(10) 統合データベースへのデータ提供

本プログラムはライフサイエンス分野のデータ産生を伴うプロジェクトであるため、本プログラムの実施者は、ライフサイエンス分野における研究に資するよう、本プログラムの実施の結果産生したデータ又はデータベースを、一般に利用可能な形で公開するべく努めるものとします。そのため、本プログラムの実施者は、毎事業年度にまとめる成果報告書の提出に合わせて、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は本プログラムで構築した公開用データベースの複製物を、ライフサイエンス統合データベースセンター※又は文部科学省の指定する機関に提供するものとします。提供された複製物については、ライフサイエンス分野のデータベース整備（統合データベース構築）に利用するため、これら複製物に関わる知的財産権を非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。なお、本プログラムの実施者は、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報提供に協力するものとします。

※ライフサイエンス統合データベースセンター（http://dbcls.rois.ac.jp/index.html）

生命情報のデータ又はデータベースはライフサイエンス研究を支える基盤であり、その整備を推進するため、文部科学省では「統合データベースプロジェクト」を実施しています（http://lifesciencedb.mext.go.jp/）。ライフサイエンス統合データベースセンターは大学共同利用機関法人情報・システム研究機構に属し、当該プロジェクトを実

施するための中核機関です。本センターでは、我が国のライフサイエンス関係データベースの利便性の向上を図るため、データベース整備戦略の立案・評価、データベース統合化の基盤技術開発、及び統合化データベース開発等を行い、ライフサイエンスデータベースの統合化を推進しています。

なお、本センターは、ライフサイエンスの基盤となるデータの保存と配布の役割を担うデータデポジトリーのサイトであり、データ提供者と競合するような研究活動を行う機関ではありません。

（別表１）

費目・種別一覧表

費　目	種　別	備　考
設備備品費	－	取得価格が１０万円以上かつ耐用年数が１年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は改良に要する費用。 ※資産計上するものの経費
試作品費	－	試作する装置に要する費用。 ※単年度では資産計上しないものであるが、文部科学省の指示で資産計上する可能性があるもの
人件費	業務担当職員 補助者 社会保険料等事業主負担分	業務担当職員と補助者は必ず別の種別とすること。さらに単価の違いに応じて、「主任研究員」「研究員Ａ」「部長級」等と細分した種別を用いてもよい。独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び学校法人については、人件費対象者が運営費交付金、私学助成の補助対象者ではないこと。 ※他の経費からの人件費支出との重複について特に注意すること
業務実施費	消耗品費 国内旅費 外国旅費 外国人等招へい旅費 諸謝金 会議開催費 通信運搬費 印刷製本費 借損料 雑役務費 電子計算機諸費 保険料 光熱水料 消費税相当額	種別欄は、上記の各費目に含まれない、（研究用等）消耗品費、国内旅費、外国旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費（委託業務に専用されている設備備品で委託業務使用中に故障したものを補修する場合を含む）、電子計算機諸費（プログラム作成費を含む）、保険料（委託業務実施する上で法律により保険料の支払が義務づけられているもの）、光熱水料（一般管理費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合のみ、かつ、原則個別メータがあること）、消費税相当額（消費税に関して非課税取引となる「人件費（通勤手当除く）」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の５％に相当する額）等を記載する。 なお、消費税相当額については、消費税の免税事業者等については計上しないこと。また、課税仕入分について還付を予定している経費については、見合い分を差し引いて計上すること。
間接経費		間接経費は、競争的資金で間接経費を計上できるプログラムの委託契約において、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成１３年４月２０日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の別表１の経費に使用できる。 間接経費は「直接経費の３０％」。

（別添１）

予算決算及び会計令（抄）

第７０条

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第２９条の３第１項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別な理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

第７１条

契約担当官等は、次の各号の１に該当すると認められる者を、その事実があつた後２年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

六　前各号の１に該当する事実があつた後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

２　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（別添２）

e-Rad の利用方法

（１）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

（２）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ先

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

e-Rad のポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

・ポータルサイト　http://www.e-rad.go.jp/

・問い合わせ先

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク

ＴＥＬ：0120-066-877

午前 9:30～午後 5:30（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

（３）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の使用に当たっての留意事項

①e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト（http://www.e-rad.go.jp/）から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

②システムの利用可能時間帯

（月～金）午前６：００～翌午前２：００まで

（土・日）午後０：００～翌午前２：００まで

なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

③研究機関の登録

応募に当たっては、応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で１名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、２週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

④研究者情報の登録

本プログラムに応募する際の実施担当者を研究者と称します。所属研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

（４）システムを利用した応募の流れ

所属研究機関が行います

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

研究機関で１名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、２週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

所属研究機関が行います

電子証明書のインポート

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード)、電子証明書が届きます。作業用 PC に電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル　2.1

所属研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、研究者情報の登録

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、研究者（申請する際に代表者となる方）を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル　2.2，2.3-4～6，2.4-1～5，2.5-1～6

研究者が行います

公募要領・申請様式の取得

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、独立行政法人 科学技術振興機構 研究振興支援業務室のホームページ（http://www.jst.go.jp/keytech/kouboh22-2.html）から当該ファイルをダウンロードします。

参照マニュアル：研究者用マニュアル　2.1，2.3-1～2

研究者が行います

応募情報の入力と提出

システムに必要事項を入力及び申請書をアップロードします。
システムには、それぞれ、①Web 上で直接入力が必要な内容、②電子媒体（ＰＤＦ、Word）で添付する内容があります。

参照マニュアル：研究者用マニュアル　2.3-3～22

所属研究機関が行います

応募情報の確認・承認

事務分担者（設けた場合）が応募情報の確認を、事務代表者が応募情報の承認をします。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル　2.6-14～15，18～19

文部科学省にて応募情報を受理

（５）システムへの応募情報入力時の注意事項

①システムへの応募情報入力に当たっては、

ア）Web で直接入力が必要な内容

イ）ポータルに掲載されている電子媒体の所定の様式に記入し、当該ファイルを添付するものがあり、それぞれ、入力、作成が必要です。

ア）については、研究代表者が、e-Rad にログイン後、応募情報登録画面において、以下の項目を入力することが必要になります。

【研究共通情報の入力画面】

- 新規継続区分
- 研究開発課題名
- 研究期間（開始年度、終了予定年度）
- 主分野（コード）
- 研究目的
- 研究概要　など

【研究個別情報の入力画面】

- 課題区分のチェック

【応募時予算額の入力画面】

- 年度ごと使用内訳を記入

【研究組織情報の入力】

- 研究者代表者、分担研究者の直接経費・間接経費の総額、エフォート
- 研究分担者の所属機関コード、部局名、職名　など

【採択状況の入力】

- 研究代表者の他の応募の助成の有無、配分機関コード、事業コード、研究開発課題名、研究期間、予算額、エフォート

イ）については、様式１～８までの電子媒体をダウンロードし、「Word」「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募してください。「Word」「PDF」の対応バージョンについては、研究者用マニュアルを参照してください。

注１） 電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

注２） アップロードできる電子媒体のファイルの最大容量は３ＭＢです。

注３） 電子媒体の様式は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関し

ては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

注４） 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。

注５） 申請の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。

（別添３）

動物実験、生命倫理・安全に関する取組みに関わる法令・指針等

生命倫理及び安全対策等に係る留意事項

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策の観点から以下の法令又は指針等により必要な手続等が定められているため、当該手続等（今後、新たに指針等が定められる場合には、その指針等の手続等を含む。）を遵守し、適切に研究を実施して下さい。

なお、指針等の詳細については文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」（http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm）を参照してください。

（１）ヒトゲノム・遺伝子解析研究を含む研究計画

研究計画にヒトゲノム・遺伝子解析研究（提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得るヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能を、試料等を用いて明らかにしようとする研究）を含む場合には、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成１６年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）に基づき、当該研究を実施して下さい。

（２）特定胚の取扱いを含む研究計画

研究計画に特定胚（ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚、ヒト集合胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚、動物性融合胚又は動物性集合胚）の取扱いを含む場合には、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」（平成１２年法律第１４６号)、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則」（平成２１年文部科学省令第２５号）及び「特定胚の取扱いに関する指針」（平成２１年文部科学省告示第８３号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意してください。

（３）ヒトＥＳ細胞の樹立及び使用を含む研究計画

研究計画にヒトＥＳ細胞（ヒト胚性幹細胞）の樹立及び使用を含む場合には、「ヒトＥＳ細胞の樹立及び分配に関する指針」（平成２１年文部科学省告示第１５６号）及び「ヒトＥＳ細胞の使用に関する指針」（平成２１年文部科学省告示第１５７号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、文部科学大臣の確認を受けること又は文部科学大臣への届出が必要となることに留意してください。また、当該指針については現在改正に向けた検討を行っており、改正後は、これを遵守して研究を行う必要があります。前述の文部科学省ホームページ等に関連情報を掲示しますので、適宜留意願います。

（４）遺伝子組換え生物等の使用等を含む研究計画

研究計画に遺伝子組換え生物等の使用等を含む場合には、平成１６年２月１９日に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成１５年法律第９７号）及びこれに基づく政省令・告示に基づき、当該研究を実施してください。特に、遺伝子組換え生物等の第一種使用等（環境中への拡散を防止しないで行う使用等）を行う場合、あらかじめ第一種使用規程を定め、主務大臣の承認を受ける義務があること、及び第二種使用等（環境中への拡散を防止しつつ行う使用等）を行う場合、主務省令に定められた又はあらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務等があることに留意してください。また、遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託を行おうとする者は、原則としてその都度、省令に定められた情報の提供を行わなければならないことにも留意してください。

これらのことを踏まえ、遺伝子組換え生物等の使用等を行う研究機関においては、機関内の法令の理解及び遵守についての周知徹底を十分に図るとともに、事故時の対応をあらかじめ定める等の機関内の体制を整備し、法令に基づき遺伝子組換え生物等の適切な使用等が徹底されるよう留意してください。遺伝子組換え生物等の使用等に係る各種情報については、前述の文部科学省ホームページ等に掲示していますので、適宜留意願います。

（５）遺伝子治療臨床研究を含む研究計画

研究計画に遺伝子治療臨床研究（疾病の治療を目的として遺伝子又は遺伝子を導入した細胞のヒトの体内への投与等に関する臨床研究）を含む場合には、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（平成１６年文部科学省・厚生労働省告示第２号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、厚生労働大臣の意見を求めること等が必要となることに留意してください。

（６）疫学研究を含む研究計画

研究計画に疫学研究（明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究）を含む場合には、「疫学研究に関する倫理指針」（平成１９年文部科学省・厚生労働省告示第１号）に基づき、当該研究を実施してください。前述の文部科学省ホームページ等に情報を掲示していますので、適宜留意願います。

（７）臨床研究を含む研究計画

研究計画に臨床研究（医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人を対象とする①医薬品又は医療機器を用いた予防、診断又は治療方法に関する介入を伴う研究、② ①に該当するものを除く介入を伴う研究、③介入を伴わず、試料等を用いた研究であって、疫学研究を含まないもの）を含む場合には、「臨床

研究に関する倫理指針」（平成２０年厚生労働省告示第４１５号）に基づき、当該研究を実施して下さい。（ただし、他の法令及び指針の適用範囲に含まれる研究は、当該指針の対象外になりますのでご注意ください。）

（８）ヒト幹細胞を用いる臨床研究を含む研究計画

研究計画に、ヒト幹細胞を用いる臨床研究（ヒト幹細胞を、疾病の治療のための研究を目的として人の体内に移植又は投与する臨床研究）を含む場合には、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」（平成１８年厚生労働省告示第４２５号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、厚生労働大臣の意見を求めること等が必要となることに留意してください。

（９）動物実験に関する研究計画

動物実験を行う際には、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成１８年文部科学省告示第７１号）等に基づき、各機関内で規則を整備するとともに、動物実験委員会を設置し、適切な動物実験を行うことが義務づけられています。また、動物の導入に際しては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成１８年法律第６７号）に基づく飼養許可証の確認や特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成１８年環境省告示第２２号）を遵守するなど、常に適切に行うように努めてください。

（10）病原体等を使用する研究を含む研究計画

研究計画に病原体等を使用する研究を含む場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成１８年法律第１０６号）等の関係法令等に基づき、当該研究を実施してください。

（11）ヒトｉＰＳ細胞等の幹細胞を使用する研究を含む研究計画

研究計画にヒトｉＰＳ細胞やヒト組織幹細胞を使用する研究を含む場合には、平成２０年２月２１日付研究振興局長通知「ヒトＥＳ細胞等からの生殖細胞の作成等に係る当面の対応について」に基づき、以下の事項を遵守して当該研究を実施してください。

①生殖細胞系列以外のヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行わないこと。

②「ヒトＥＳ細胞の使用に関する指針」（平成２１年文部科学省告示第１５７号）第６条における禁止行為の規定を準用し、ヒトｉＰＳ細胞等を用いた研究について、以下の行為を行わないこと。

- ヒトｉＰＳ細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法によりヒトＥＳ細胞から個体を生成すること。
- ヒト胚へヒトｉＰＳ細胞を導入すること。
- ヒトの胎児へヒトｉＰＳ細胞を導入すること。
- ヒトｉＰＳ細胞から生殖細胞を作成すること。

また、ヒトｉＰＳ細胞及びヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成については現在新た

に指針を整備するための検討を行っており、指針制定後は、これを遵守して研究を行う必要があります。前述の文部科学省ホームページ等に情報を掲示いたしますので、適宜留意願います。